

《いじめ防止基本方針》

江戸川区立鹿本小学校

1. 目的

いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、「いじめ」をさせない学校づくりを目指す。

2. いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為【※インターネット等を通して行われるものを含む】であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断せず、必ずいじめられた児童の立場に立つ。

3. 基本的施策・いじめ防止に等に関する措置

(1) 基本的施策

① 道徳教育等の充実

・年間3回以上の授業

【友情、信頼、相互理解、寛容など】

②早期発見のための措置

- ・毎週1回、生活指導夕会等での報告・共通理解

③相談体制の整備

- ・児童へのアンケート調査
- ・アンケート調査に基づくスクールカウンセラーとの面談の機会の設定

④インターネットを使って行われるいじめに対する対策の推進

- ・セーフティ教室の実施（児童向け、保護者向け）
⇒インターネット SNS の扱い方、メディアリテラシー

（2）組織体制

- 校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、
そして、該当児童の担任等関係者による組織を置く。また、内容により外部組織との連携も図る。

（3）いじめに対して学校が講ずる措置

- 未然防止のために、毎週金曜日に生活指導夕会を設定し、児童の様子や学年、学級の様子等の情報交換を行い、情報の共有化を図り、いじめの未然防止とする。
また、「生活アンケート調査（児童対象）」「いじめ発見チェックシート（教師対象）」

等を活用して児童の実態把握を計画的に行う。

○いじめが発生した場合には、以下の項目を適切にかつ速やかに実施する。

- ①いじめの事実確認をする。
- ②いじめを受けた児童とその保護者への支援をする。
- ③いじめを行った児童とその保護者への助言を行う。
- ④いじめが犯罪行為として認められる場合には、教育委員会への報告をする。

4. 重大事態への対処

- ① 学校は、重大事態に対処し、同じ事態の発生を防止するために、速やかに、適切な方法により、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ② 学校は、①の調査を行ったときは、当該調査に関わるいじめを受けた児童及び保護者に対して、必要な情報提供を速やかにかつ適切に行う。
- ③ 校内での報告を通して、共通理解のもと学校組織全体で対処していく。
- ④ 学校は、重大事態が発生した旨を、江戸川区教育委員会に報告するとともに、江戸川区長等による①の再調査、再調査を踏まえた措置を講じる。